

平成28年5月30日

各 位

会 社 名 アジアグロースキャピタル株式会社 代表者名 代表取締役社長 小川 浩平 (コード番号 6993 東証第二部) 問合せ先 総務部長 岩瀬 茂雄 (TEL. 03-3448-7300)

第14回新株予約権の取得・消却並びに 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部買入消却及び 第三者割当により発行される第16回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年11月4日付で発行いたしました第14回新株予約権(以下、「14回新株予約権」といいます。)の全部の取得・消却を行うこと並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」といいます。)の一部買入消却を行うこと及び第16回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の募集(以下、「本件第三者割当」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 14回新株予約権の取得及び消却について

1.14回新株予約権の取得及び消却の概要

①取得及び消却の概要

(1)銘柄及び個数	第14回新株予約権100個(新株予約権1個につき	
	75,000株)	
(2) 取得及び消却の実施日	平成28年6月15日	
(3)取得総額	14,490,000円(本新株予約権1個当たり144,900円)	
(4)取得・消却後に残存する本新株	k 0個	

予約権	

②14回新株予約権の主な内容

(1)発行日	平成27年11月4日		
(2) 払込金額の総額	14,490,000円(14回新株予約権1個当たり144,900		
	円)		
(3)行使期限	平成29年11月4日		
(4) 行使価額	160円		
(5)割当先	三田証券株式会社(以下、「三田証券」といいます。)		
	を業務執行役員とするMTキャピタル合同会社(以		
	下、「MTC」といいます。)を営業者とするMT		
	キャピタル匿名組合II(以下、「MTキャピタル匿		
	名組合II」といいます。)		
(6) 本日現在の14回新株予約権の	本日現在、14回新株予約権は行使されておりませ		
行使状況及び調達した資金の	ん。		
額			

2. 取得及び消却を行う理由

当社は、14回新株予約権の行使価額160円を現在の当社株価水準(直近1ヶ月平均終値84.3円、前日終値84円)と比較し、当社が発行時に予期した合理的なタイミングで14回新株予約権が行使される可能性は低く、現実にはその行使期限までに当社の必要とする資金調達が完了しない可能性が高いと判断いたしました。当社としては、当社グループ全体のキャッシュ・フローを勘案の上、必要に応じて株価動向を見ながら資金調達手段の要否及び可否を検討していく所存でおりましたが、この度、下記「Ⅲ. 本新株予約権の発行について」の項に記載の本新株予約権の発行により、将来的な当社の資金需要と整合しない可能性の高い14回新株予約権に代替させることにいたしました。14回新株予約権を残存させた場合、その残存数量及び株価によっては資金需要と適合しないタイミング及び数量の行使が将来行われ、過去において開示した資金使途と矛盾をきたす恐れがあります。また当社の将来的な資金調達における諸条件の決定の際に不利に働き、当社の財務に支障をきたし株主の利益に反する結果となる可能性も考えられます。よって、14回新株予約権の発行要項第13項(1)に基づき、14回新株予約権の保有者であるMTキャピタル匿名組合 II から、14回新株予約権の全てを取得することにいたしました。

なお、14回新株予約権の取得に要する支出は、15百万円と軽微であり当社の資金繰り への影響は軽微であります。また、取得した14回新株予約権は取得後速やかに消却いた します。

Ⅱ. 本新株予約権付社債の一部買入消却について

1. 買入消却の概要

(1) 買入消却銘柄	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(2) 買入消却実施日	平成28年6月15日
(3) 買入消却額面総額	1.6億円
(4) 消却後残存額面総額	5.8億円

(注)本新株予約権付社債の発行総額8億円の内、額面で0.6億円分については、平成28年 1月18日に本新株予約権付社債に付された新株予約権が行使されております。

2. 買入消却を行う理由

当社は、本新株予約権付社債の転換価額160円を現在の当社株価水準(直近1ヶ月平 均終値[87]円、前日終値[88]円)と比較すると、当面の間は本新株予約権付社債に付さ れた新株予約権が、当社が発行時に予期した合理的なタイミングで行使される可能性 は低いと判断いたしました。本新株予約権付社債は借入金として満期償還を前提にし ておらず、転換期間内に合理的に転換されることを想定したエクイティ・ファイナン スとして発行しているため、かかる転換の可能性の低下した有利子負債が満期まで存 続することは、償還リスクが残るため、当社の市場での資金調達に際しての投資家の 皆様の判断に悪い影響を及ぼし、今後の当社の資金調達・財務運営の自由度を狭める 可能性があります。従前から開示しておりますとおり、当社としては、引き続き株価 動向を見ながら追加借入やエクイティ・ファイナンス等を含めた資金調達手段の要否 及び可否を検討していく所存です。下記資金使途記載のとおり本新株予約権付社債調 達資金により平成29年3月までの運転資金は確保済みですが、その先の資金繰りにつ いては現段階では未定であるなど、今後手元資金が一時的に減少する局面がありまし ても、当社は常に、有利子負債を減少させ負債比率を引下げて財務内容の改善につな げることを主な課題としております。当社グループ全体の資金調達及び財務体質改善 のためのリファイナンスを円滑に進めるためにも、株式への転換の可能性の低い有利 子債務を削減することが望ましく、転換価額より著しく株価が低いことから社債権者 に当社による買入に同意いただける今の時期に、資金需要・キャッシュ・フローに支 障をきたさない限度で可能な限り一部でも本新株予約権付社債を買入消却して社債残 高を減殺することが、当社全体の資本政策の観点から当社及び当社株主の皆様の利益 に適うと判断いたしました。ただ、当社株価の今後の推移によっては、今後の借入や エクイティ・ファイナンスに際して、本新株予約権付社債の発行条件に比べて有利に なるか不利になるかは、現段階では確定的なことは申し上げられません。

当社といたしましては、平成27年12月15日付「第1回無担保転換社債型新株予約権付

社債に係る資金使途の一部変更に関するお知らせ」にて、当初のものから変更させていただいている本新株予約権付社債の資金使途につきまして、一部当社手元資金の充当や SFL について現地での借換を行うなど、本新株予約権による調達資金による充当額と併せて再度検討を行い、本新株予約権付社債による調達の所要金額を減額見直しいたしました。この結果、本新株予約権付社債の資金使途の一部を下記「 III . 本新株予約権の発行について」の項に記載の本新株予約権の発行により代替させ、それにより余剰資金となる本新株予約権付社債額面 $\mathrm{1.66}$ 円分を、保有者である MT キャピタル匿名組合 II から同額で買い入れることにいたしました。

なお、買入消却の実施に伴う第1回新株予約権付社債により調達した資金(資金発行諸費用を控除した調達資金総額780百万円)の資金使途変更につきましては、下記「Ⅲ.本新株予約権の発行について 3.調達する資金の額、使途及び支出予定時期」の項で合わせてご説明いたします。

Ⅲ. 本新株予約権の発行について

1. 第16回新株予約権の募集の概要

71. T WITH CHAPTE 30 710 1702 X		
平成28年6月15日		
100個		
本新株予約権1個につき86,870円(総額8,687,000円)		
8,500,000株 (新株予約権1個につき85,000株)		
722, 687, 000円		
(内訳) 新株予約権発行による調達額:8,687,000円		
新株予約権行使による調達額:714,000,000 円		
本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社		
が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は		
減少します。		
84円		
MTキャピタル匿名組合Ⅱ(営業者MTC(業務執行社員三田		
証券))に対する第三者割当方式		
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する		
ものとします。		
①取得条項		
(1) 平成28年6月16日以降いつでも、当社は取締役会により		
本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得す		
る日(以下「取得日」という。)を決議することができ		
ます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象とな		
る本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又		
は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、		

- 取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株 予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残 存する本新株予約権の全部又は一部を取得することが できます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、 抽選その他の合理的な方法により行うものとします。
- (2) 平成28年6月16日以降、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)市場第二部(以下、「東証二部」といいます。)における当社普通株式の終値が5連続取引日(但し、終値のない日を除く。)の間本新株予約権の行使価額の200%以上になった場合(このような状態になった日を以下「到達日」という。)、当社は、到達日の翌日から起算して2週間後に、その時点において未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に取得します。なお、強制取得を行う場合の本新株予約権1個当たりの取得額は本新株予約権1個当たりの払込金額と同額とします。
- ②前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の目的及び理由

今回の資金調達は、昨年暮れからの株式市場の大きな変動を踏まえて、当社グループの旺盛な資金需要に対して、14 回新株予約権及び本新株予約権付社債をより実勢にあった形での資金調達方法に組み替えて行くことを主眼とし、加えて連結負債比率も軽減することも目的としたものです。

14 回新株予約権及び本新株予約権付社債による調達資金の使途は、①当社連結子会社である英国 SPEED LOAN FINANCE LIMITED グループ(以下、「SFL」といいます。)への投資関連資金、②中国での CITIC XINBANG ASSET MANAGEMENT CORPORATION LTD.との間で設立する合弁会社への出資金、③当社連結子会社である株式会社大黒屋(以下、「大黒屋」といいます。)からのインターカンパニーローンの利払資金、④当社連結子会社ラックスワイズ株式会社(以下、「ラックスワイズ」といいます。)の新規事業の追加資金、⑤当社及び連結子会社(大黒屋と SFL を除く)の一般経費等運転資金でした。14回新株予約権の全部の取得・消却及び本新株予約権付社債の一部買入消却を行い、本新株予約権を発行することに伴い、本新株予約権付社債の未消却部分の資金使途は、今回の本新株予約権の資金使途と併せて概略以下のように変更させていただきます。なお、かかる資金使途の詳細については、下記「3.調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な使途」をご参照ください。

【調達資金】

イ) 本新株予約権付社債

発行額 800 百万円

▲発行費用 20 百万円

▲一部行使 60 百万円

(ラックスワイズの新規事業資金の一部に充当)

▲一部買入消却 160 百万円

未消却残存額 計 560 百万円

ロ) 14 回新株予約権発行による調達額 15 百万円

▲当社運転資金 15 百万円

ハ) 本新株予約権(発行費用控除後) 計 699 百万円

合計 1,259 百万円

【資金使途】

CITIC 合弁事業出資金	450 百万円(※)
大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払の一部原資	125 百万円
当社子会社ラックスワイズにおいて本格始動する新規事業のための追加資金	100 百万円
英国 SPEEDLOAN FINANCE LIMITED の新規店舗出店資金を含む運転資金	249 百万円
当社運転資金(一般経費及び本新株予約権付社債に係る社債利息)の一部	255 百万円
子会社への貸付金①(大黒屋及び SFL を除く子会社運転資金(一般経費))	65 百万円
第 14 回新株予約権取得資金	15 百万円
合計	1,259 百万円

^(※) 為替変動により従前より、▲10百万円。

3. 調達する資金の額、使途

(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

Г		
	① 調達する資金の総額(円)	722, 687, 000
	内訳	
	(本新株予約権の発行による調達額)	8, 687, 000
	(本新株予約権の権利行使による調達額)	714, 000, 000

② 発行諸費用の概算額(円)	23, 000, 000
③ 差引手取概算額(円)	699, 687, 000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 発行諸費用の概算額の内訳は価値算定費用、弁護士費用、その他費用の合計です。
 - 3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、又は、当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記「調達する資金の総額」、及び「差引手取概算額」は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

① 14 回新株予約権の資金使途及び支出予定時期は、平成 27 年 10 月 19 日付にて公表いたしました「当社連結子会社による英国金融サービス持株会社の株式取得に関する資金調達方法の決定、並びに、第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第14回新株予約権の募集に関するお知らせ」(以下、「平成 27 年 10 月 19 日付プレス・リリース」といいます。)にて大要以下のとおり開示しております。

具体的な使途	金額	支出予定時期
大黒屋からのインターカンパニーローンに係る 利息の支払い	250百万円	平成27年11月~ 平成28年10月
当社運転資金(一般経費及び本新株予約権付社債 に係る社債利息)	195百万円	平成28年2月~ 平成28年9月
子会社への貸付金① (大黒屋及びSFLを除く子会 社運転資金 (一般経費))	51百万円	平成28年2月~ 平成28年9月
子会社への貸付金②(SFL運転資金(一般経費及 び納税資金))	558百万円	平成27年11月~ 平成28年9月
新規ネット事業への投資資金	160百万円	平成27年11月~ 平成28年9月
	計1,214百万円	

上記でご説明いたしました通り、14回の新株予約権によっては資金調達が行えないこととなり、そのすべてを取得消却することといたしましたので、上記記載の各資金使途はすべて無効となります。

② 本新株予約権の資金使途は下記のとおりとなります。

具体的な使途	金額	支出予定時期
大黒屋からのインターカンパニーローンに係る 利息の支払の一部原資	125百万円	平成28年10月
当社子会社ラックスワイズ株式会社において本 格始動する新規事業のための追加資金	100百万円	平成28年7月~ 平成28年12月
CITIC XINBANG ASSET MANAGEMENT CORPORATION LTD. との間で設立する合弁会社への出資金残金	225百万円	平成28年12月~ 平成29年6月
英国SPEEDLOAN FINANCE LIMITEDの新規店舗出店 を含む運転資金	249百万円	平成28年9月~

	平成29年9月
計699百万円	

- (注1) 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、又は、当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、実際の調達額は上記金額に満たないことになります。その場合には、「具体的な資金使途」欄に記載の各資金使途に充当される金額がその分減少することになりますが、その場合には、大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払の原資とラックスワイズの追加資金に優先的に充当し、その他については、支出時期が早く到来するものから順次優先的に充当します。なお、平成28年11月以降の大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払の原資については、今後、SFLからの配当収入等により賄うことを検討していきます。なお、当社連結子会社でありSFLの完全親会社である大黒屋グローバルホールディングは、平成28年4月末時点において、総額26百万ポンド(平成28年5月27日現在の1ポンド161円換算で約42億円)のSFLに対する貸付金を有しておりますが、当該貸付金については、平成28年6月中にデット・エクイティ・スワップにより株式化する予定です。
 - (注2) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社名義の銀行預金口座で適切に管理する予定です。
 - (注3) 大黒屋からのインターカンパニーローン50億円の当初返済期日は平成28年10月 末日となる予定ですが、上記期日が到来した場合であっても、その時点までに 期限の利益喪失事由や当該貸付の返済の具体的な障害となる事由が発生してい ない限りは1年間更新され、その後も同様に更新されます。なお、当該インタ ーカンパニーローンの元本の最終的な返済は、今後、英国においてSFLによる リファイナンスの実施を検討し、またSFLからの配当収入等により賄うことを 検討していきます。

14 回新株予約権による調達額(1,214 百万円)と比較しますと、本新株予約権による資金調達予定額(699 百万円)は515 百万円減少しております。その理由は14 回新株予約権の取得消却及び本新株予約権社債の一部買入消却を行い、本新株予約権を発行するに当たり、株価が低下した中で稀薄化防止のため潜在株数を増加させなかったことによります。このため本新株予約権の資金使途は、14 回新株予約権の資金使途のうち、既に支出予定時期を経過したもの、時間の経過により必要性のうすれたもの及び将来の資金調達機会に延期可能なもの等を除き、優先順位の高いものに充当することにいたしました。個々の資金使途の減少理由は以下の通りです。

i. 大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払につきましては、

既に支払時期の到来した 125 百万円は、当社グループのキャッシュフローで賄いましたので、それによる減額を反映しました。

ii. 当社運転資金(一般経費及び従前の新株予約権付社債に係る社債利息)と子会 社への貸付金①(大黒屋及び SFL を除く子会社運転資金(一般経費))につきま しては、平成28年2月から同年4月までに、既に支払った金額は、それぞれ65 百万円、23 百万円であり、このうち当社運転資金 65 百万円のうち 15 百万円につ いては14回新株予約権の払込金を充当し、残りの金額については当社グループの キャッシュフローで賄っております。今回、金額及び支出予定時期の見直しを行 うとともに、資金確保の緊要度に鑑み本新株予約権付社債の調達資金により賄う ことといたしますので、本新株予約権の資金使途からは全額減額いたしました。 iii.子会社への貸付金②(SFL運転資金(一般経費及び納税資金))につきまして は、平成28年4月8日付「当社子会社であるSPEED LOAN FINANCE LIMITEDによる 融資契約締結に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、SFLにおいて現地借 入れ(以下、「SEL現地借入れ」といいます。)を行いましたので、14回新株予約 権の発行時において、平成27年11月から平成28年9月までの期間で充当予定であ った558百万円の貸付金全額は必要なくなり、減額いたしました。なお、平成27年 10月19日付プレス・リリースにて公表いたしましたSFL買収後に必要となる費用 の支払い(税金の支払い等)のための貸付予定金額約3.5億円うち、約1億円は当 社グループの手元資金より既に貸付けを行っており、残りの貸付予定金額約2.5億 円につきましては、SFL現地借入れを行いましたので不要となりました。

iv. 新規ネット事業への投資資金につきましては、平成 27 年 10 月 19 日付プレス・リリース時より事業主体である新設会社の内容が明確になったため、具体的な使途の表示を「当社子会社ラックスワイズ株式会社において本格始動する新規事業のための追加資金」と変更いたしました。

本資金使途につきましては、平成27年12月15日付プレス・リリースでお知らせしたとおり、当初は14回新株予約権により160百万円の支出を予定しておりましたが、本新株予約権付社債の当初の資金使途である、大黒屋による東京スター銀行等からの借入債務の預金担保が解放されたため、本新株予約権付社債の調達資金を充当するように変更しております。その後、平成28年1月18日に本新株予約権付社債に付された新株予約権が60百万円行使された時期に、本資金使途に充当したため100百万円に減額いたしました。これにより当面の資金支出計画がひと段落したため、グループ全体の資金緊要度を鑑み、本新株予約権付社債の資金使途からははずし、本新株予約権による調達資金の資金使途に振替ております。

他方、本新株予約権の資金使途には14回新株予約権にはない新たな下記資金使途を追加いたしました。

v.CITIC XINBANG ASSET MANAGEMENT CORPORATION LTD. との間で設立する合弁会社への出資金残金につきましては、総額の460百万円を本新株予約権付社債の資金使途としておりましたところ、為替の変動により10百万円減額され約450百万円となり、その2分の1に当たる225百万円の出資を平成28年6月に予定しておりますが、残金225百万円は合弁会社設立公表後の契約交渉において、事業の進捗に合わせて1年以内に払込めばよいことになったため、資金確保の緊要度に鑑みこれを全額本新株予約権付社債の資金使途から減額し、本新株予約権の資金使途に加えました。

vi. SPEEDLOAN FINANCE LIMITED の新規店舗出店資金を含む運転資金につきましては、上記現地借入の目的には含まれていない追加出店のための資金であり、平成29年にかけての計画に沿って所要資金を見込んでおります。

(3) 本新株予約権付社債の資金使途の変更

① 本新株予約権付社債(発行費用控除後調達額 780 百万円)の資金使途につきましては、平成 27 年 12 月 15 日付「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る資金使途の一部変更に関するお知らせ」にて、下記のとおり変更させていただいております。

具体的な使途	金額	支出予定時期
CITIC XINBANG ASSET MANAGEMENT CORPORATION LTD.	460百万円	平成28年3月
との間で設立する合弁会社への出資金		平成20年3月
当社子会社ラックスワイズ株式会社において本格始	160百万円	平成28年4月~
動する新規事業のための追加資金		平成28年12月
当社の大黒屋からのインターカンパニーローンに係	160百万円	平成28年4月、
る利息の支払いの一部原資		平成28年10月
	計780百万円	

② 今回、本新株予約権付社債の一部(160百万円)を買入消却し、本新株予約権を発行にするにあたり、残存する本新株予約権付社債(一部行使額60百万円を控除して計560百万円)の資金使途を下記の通り変更いたします。

具体的な使途	金額	支出予定時期
CITIC XINBANG ASSET MANAGEMENT CORPORATION LTD.	225百万円	平成28年6月
との間で設立する合弁会社への出資金	平成20年6月	
当社運転資金(一般経費及び本新株予約権付社債に	255百万円	平成28年5月~
係る社債利息)の一部		平成29年3月
子会社への貸付金①(大黒屋及びSFLを除く子会社運	65百万円	平成28年5月~
転資金(一般経費))		平成29年3月

第14回新株予約権の取得資金	15百万円	平成28年6月
	計560百万円	

各資金使途の減額または追加理由は以下の通りです。

- i.CITIC XINBANG ASSET MANAGEMENT CORPORATION LTD. との間で設立する合弁会社への出資金につきましては、為替の変動により従前の資金使途より10百万円減額され約450百万円となり、その2分の1に当たる225百万円を会社設立時以降30日以内に支払うことになっています。残金225百万円は1年以内に払込めばよいことから、本新株予約権の資金使途とし、本新株予約権付社債の資金使途からは全額減額いたしました。
- ii. ラックスワイズの新規事業のための追加資金につきましては、平成28年1月 18日に本新株予約権付社債に付された新株予約権が60百万円行使された時期に、 本資金使途に充当したため100百万円に減額し、残額は本新株予約権により賄う こととしましたので、本新株予約権付社債の資金使途からは全額減額いたしま した。
- iii. 当社の大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払いの一部原 資につきましては、当初14回新株予約権による調達資金を充てる予定でしたが、 14 回新株予約権の行使が進まなかったことから本新株予約権付社債による調達 資金から充当することとしていました。しかし、実際には既に支払時期の到来 した部分は、当社グループのキャッシュフローで賄いましたので、それによる 減額を反映しました。また、残額については本新株予約権の調達資金のみで資 金の手当てがつく見込みであることから本新株予約権付社債の資金使途からは 全額減額しました。
- iv. 当社運転資金につきましては、14 回新株予約権により賄うこととしておりましたが、資金確保の緊要度に鑑み本新株予約権付社債で調達された資金により賄うこととしました。このうち一般経費につきましては、金額及び支出予定時期の見直しを行い、本新株予約権付社債に係る社債利息につきましては、今回の一部買入消却による減額を考慮しております。なお、14 回新株予約権の発行時においては、当社運転資金を平成28年2月から同年9月までの期間で195百万円と見積もっておりますが、平成28年2月から同年4月までに、既に支払った金額は65百万円であり、このうち15百万円については14回新株予約権の払込金を充当し、残りの金額については当社グループのキャッシュフローで賄いましたので、それによる減額を反映しております。
- v.子会社への貸付金①につきましては、14 回新株予約権により賄うこととして おりましたが、資金確保の緊要度に鑑み本新株予約権付社債で調達された資金

により賄うこととしました。今回、金額及び支出予定時期の見直しを行っております。なお、14 回新株予約権の発行時においては、子会社への貸付金①を平成 28 年 2 月から同年 9 月までの期間で 51 百万円と見積もっておりますが、平成 28 年 2 月から同年 4 月までに、既に支払った金額は 23 百万円であり、当該金額については、当社のキャッシュフローで賄いましたので、それによる減額を反映しております。

vi. 第14回新株予約権の取得資金につきましては、「I. 14回新株予約権の取得及び消却について」に記載のとおり、総額14,490,000円であり、これを概数表示して15百万円としております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の資金使途は、14回新株予約権及び本新株予約権付社債の資金使途のうち 14回新株予約権および本新株予約権付社債によっては当社が予期した通りに調達またはエクイティー化できなかったもの及び14回新株予約権および本新株予約権付社債の発行以降に新たに生じた資金需要を賄うためのものであります。これらの資金使途はいずれも当社グループの事業の継続・強化に不可欠なものであり、当社の企業価値の維持、促進に資するものであります。また、14回新株予約権および本新株予約権付社債の一部を本新株予約権による資金調達に代替させることにより当社の財務内容が改善することから、当社株主の利益に適う合理的なものであると確信しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及び具体的内容

①本新株予約権の行使価額

本新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先であるMTキャピタル匿名組合 II の営業者であるMTCとの協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営 業日(平成28年5月27日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である84円を参考に決定した84円を基準株価として以下のとおりとしました。

名称	行使価額及びその算定根拠
本新株予約権	84円 (基準株価に 100%を乗じた金額)

②本新株予約権の払込金額

当社は、本新株予約権の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに、当社との取引関係のない独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目11番

28号、代表取締役: 能勢元、以下、「第三者算定機関」といいます。) に算定を依頼しました。

本新株予約権の払込金額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者算定機関による評価書による算定結果(本新株予約権1個につき86,870円)を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を86,870円といたしました。

第三者算定機関は、本新株予約権の評価額の算定に関して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価84円(平成28年5月27日の終値)、行使価額84円、ボラティリティ46.77%(平成26年4月~平成28年4月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート-0.249%(評価基準における中期国債レート)、取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク(1年目のデフォルト確率6.73%、2年目のデフォルト確率12.04%)等を参考に公正価値評価を実施し本新株予約権1個につき86,870円との算定結果を得ております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前営業日である平成28年5月27日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の84円を参考に決定した基準株価に100%を乗じた金額である84円といたしました。なお、当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均84.3円に対する乖離率は△0.4%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均83.8円に対する乖離率は0.2%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均90.1円に対する乖離率は△6.8%となっております。

モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提とした諸条件は、以下のとおりです。

- i. 割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使可能期間最終日(平成30年6月15日)に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使可能期間中においては、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。
- ii. 取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による本新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項は、本新株予約権の権利行使開始日以降いつでも取得できることとしております。また、当社株式の終値が5連続取引日の間本新株予約権の行使価額の200%以上になった場合、その時点で未行使となっている本新株予約権の全てを強制的に

取得することとしております。なお、任意取得条項として、当社株式の終値が5連続取引日の間本新株予約権の行使価額の200%以上になった場合、当社は強制的に本新株予約権の全てを取得する条項がありますが、当該算定上加味しております。

iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日当たり83,960株(最近2年間の日次売買高の中央値である839,600株の10%)ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を勘案して取引上限高である100%のうち平均してその10~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また、新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

iv. その上で、当社は本新株予約権の公正価値(1個当たり86,870円)と本新株予約権の払込金額(1個当たり86,870円)を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査役4名(うち3名が会社法上の社外監査役)からは、第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は当社と顧問契約関係にないこと、割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の発行要項の内容及び下記の東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の算定結果を踏まえ、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を本日開催の当社取締役会において受けております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由

本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式 (8,500,000 株) に係る 議決権の数は 85,000 個となり、平成 28 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 (78,534,666 株)に係る議決権の総数 784,684 個に対する割合は 10.83%となります。 しかしながら、今回同時に 14 回新株予約権 100 個 (これが全て行使された場合に発 行される当社株式 7,500,000 株) の取得・消却並びに本新株予約権付社債の一部買入 消却 160,000,000 円 (消却する新株予約権 8 個、これが全て行使された場合に発行さ れる当社株式 1,000,000 株) を行いますので、本新株予約権発行前と比較して潜在株 数に変更はありません。したがって、既存株主の皆様の株式持分比率及び議決権比率がより減少し、または1株当たり純資産額及び1株当たり利益額がより低下するといった稀薄化は生じません。当社といたしましては、当社グループによる旺盛な資金需要を満たすためには、現在の潜在株数を維持して必要な資金調達に充当する必要があり、株主の利益にも適う合理的なものと認識しております。

なお、本新株予約権が全て行使された場合には、当社の発行済株式総数は、87,034,666株となります。

割当予定先であるMTキャピタル匿名組合 II の営業者であるMTキャピタル合同会社からは、本新株予約権の行使により発行される株式については、株価動向、市場における取引状況、市場への影響等に十分に配慮しながら市場にて売却していく方針であることを口頭で確認しております。また、当社株式の直近 6 ヶ月間における1日当たりの平均出来高は1,688千株(本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数8,500千株を加えた発行済株式総数87,034,666株の1.94%程度)であり、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合の最大交付株式数8,500千株を1年間(245日/年営業日で計算)にわたって平均的に行使売却が行われると仮定した場合の1日当たりの売却数量は35千株となり、上記1日当たりの平均出来高の2.05%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)	名称	MTキャピタル匿名組合Ⅱ(営業者MTC(業務執行社員三田証券))
(2)	所在地	東京都中央区日本橋兜町 3-11 三田証券内
(3)	設立根拠等	商法第 535 条に規定する匿名組合契約に基づく組合
(4)	組成目的	当社が発行する新株予約権及び普通株式に投資を行うため
(5)	組成日	平成 27 年 11 月 4 日
(6)	出資の総額	8.2 億円
(7)	出資者・出資比 率・出資者の概 要	99% 小川 浩平 (当社代表取締役社長) (注)下記「(4)割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は割当予定先の組合財産であるMTCの手元資金、行使に必要となる資金は本新株予約権付社債の一部買入消却によって得る資金及び割当予定先の組合事業である本新株予約権の行使にかかる資金を使途とした三田証券からMTCに対する貸付枠が原資となります。よって、本件第三者割当において小川浩平氏(以下「小川氏」といいます。)は割当予定先に対して追加出資はいたしません。

	名称	MTキャピタル合同会社
	所在地	東京都中央区日本橋兜町3番 11 号三田証券
(0) 2444 647	代表者の役職・氏名	内 代表社員 三田証券株式会社
(8) 営業者の概要	事業内容	匿名組合契約に基づく投資及び投資受託 に関する業務有価証券の保有、運用、売買並びにその 他の投資事業
	資本金	50 万円
(9) 当社と当該匿名組合との間の関係	当社と当該匿名組合との間の関係	・当社代表取締役である小川氏は、平成 27年11月4日に三田証券から借入を行い、同日付で当該匿名組合に対し 8.2億円の匿名川氏は 当該匿名組合に対し 8.2億円の匿名川氏は 当該匿名組合に対し 8.2億円を上限に本知の本部権をのある 8.2億円を上限に本知の本部権をのある 8.2億円を上限に込金額が未予約権の転換・行使負担 てのが 1000億(潜在株式数:7,500,000株)を保有して 2000株)を保有して 2000株)を保有して 2000株)を保有して 3000株)を保有して 3000株)を保有しております。
	当社と営業者との間の関係	当該匿名組合の営業者であるMTCは第 12 回新株予約権の割当先であるMTキャピタル 匿名組合の営業者です。また、14 回新株予約 権及び本新株予約権付社債を保有する当該匿 名組合の営業者です。 当該匿名組合の営業者の代表社員である三田 証券は第 11 回新株予約権の割当先です。

(注)割当予定先であるMTキャピタル匿名組合IIの営業者であるMTCは、三田証券

100%出資子会社であります。三田証券につきましては第三者調査機関である株式会社中央情報センターに調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、同社並びに代表者が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しております。三田証券からはMTキャピタル合同会社が反社会的勢力とは一切関係がないとの口頭による確認を得ています。MTキャピタル匿名組合IIの主な出資者であります小川氏につきましても、株式会社中央情報センターの調査報告書により、同氏が反社会的勢力ではないことを確認しております。さらに、当社が把握する限りにおいて、割当予定先及びその出資者、また、割当予定先の営業者、その出資者及び代表者が、暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先としてMTキャピタル匿名組合IIを選定した理由は次のとおりです。

- (i) 三田証券は、これまでに当社第11回新株予約権の同社による取得、当社第12回新株予約権の同社が業務執行社員を務めるMTCを営業者とするMTキャピタル匿名組合を通じた取得、及び14回新株予約権及び本新株予約権付社債の同社が業務執行社員を務めるMTCを営業者とする割当予定先を通じた取得を行った実績があるため、本新株予約権の取得を検討する際にも必要以上に期間がかからないと判断いたしました。
- (ii) 上記第11回新株予約権については発行した840個(行使総額210百万円)のうち243個(行使総額60百万円)の行使にとどまったものの、条件を改めた第12回新株予約権については発行した4,500個(行使総額900百万円)すべての行使が行われた実績に鑑みれば本新株予約権の取得及び行使に関してもその実現性が高いと判断いたしました。なお、14回新株予約権については、上記「I. 14回新株予約権の取得及び消却について 1. 14回新株予約権の取得及び消却の概要 ②14回新株予約権の取得及び消却について 1. 14回新株予約権の取得及び消却の概要 ②14回新株予約権の主な内容」に記載のとおり、発行した100個(行使総額1,200百万円)の全量が行使されませんでしたが、これは、株価が行使価格を下回る水準を推移していたことが要因であり、株価が行使価格を上回る水準である場合には、行使していただけたものと判断しております。
- (iii)MTキャピタル匿名組合Ⅱ以外の、本新株予約権の割当候補先は容易には見つからないであろうと判断いたしました。

なお、割当予定先であるMTキャピタル匿名組合Ⅱの営業者の代表社員である三田証券に確認したところ、MTキャピタル匿名組合Ⅱは、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使によって取得した株式については、市場への影響を考慮しつつ適宜市場で売却する方針とのことであり、支配株主の異動等が生じ得ないことも、当社の意向と合致しているものと考えております。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先であるMTキャピタル匿名組合Ⅱの営業者であるMTCより、本新株予約権については市場動向を勘案しながら適宜行使を行い、取得した当社普通株式については、原則として市場にて売却を進めていき、当社の経営に関与する意思がない旨の説明を受けております。

また、MTCからは、MTCによる上記業務の執行に際して、匿名組合契約上、匿名組合員たる小川氏は一切の指図権限のないことを確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の割当予定先であるMTキャピタル匿名組合 II の営業者であるMTC、及びその業務執行社員である三田証券から、本新株予約権にかかる払込について払込期日に全額払い込むことの口頭による確約をいただき、当社から本新株予約権の取得並びに本新株予約権の行使のために必要となる資金の確保・調達方法及び財務状況について問合せを行いました。

その結果、本新株予約権の発行に係る払込に必要となる資金は、割当予定先の営業者であるMTCの預金通帳の写しを受領して、十分な残高を有することを確認いたしました。また、本新株予約権の行使に必要となる資金は、本新株予約権付社債の一部買入消却によって得る資金(160百万円)及び割当予定先の組合事業である本新株予約権の行使にかかる資金を使途とした三田証券からMTCに対する605百万円の貸付枠からなる合計765百万円が原資であることを口頭にて確認しております。なお、当該貸付枠の確認に際し、当社は三田証券がMTCに対して発行した融資証明書及び平成28年3月31日現在における三田証券の貸借対照表の写しを受領いたしました。

これらにより当社は、割当予定先による本新株予約権の払込並びに本新株予約権の全額の行使のために必要となる資金の確保・調達に支障がないことを確認いたしました。

7. 募集後の大株主及び持株比率

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の 所有株式 数(千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
匿名組合Ⅱ(営業	東京都中央区日本橋 兜町3番11号三田証 券内		-%	8, 500	9. 77%
松井証券株式会 社	東京都千代田区麹町 1-4	1, 663	2. 12%	1, 663	1. 91%

日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋 茅場町1-2-10	1, 270	1. 62%	1, 270	1. 46%
田名部 誠悦	青森県八戸市	1, 151	1.47%	1, 151	1. 32%
株式会社SBI 証券	東京都港区六本木 1-6-1	1, 003	1. 28%	1, 003	1. 15%
NHATTAN	5TH FLOOR, TRINITY T OWER 9, TH OMAS MORE STREET LO NDON, E1W 1YT, UNITE D KINGDOM	975	1. 24%	975	1. 12%
マネックス証券 株式会社	東京都千代田区麹町 2-4-1麹町大通ビル 13階	905	1. 15%	905	1. 04%
楽天証券株式会 社	東京都世田谷区玉川 1-14-1	859	1. 10%	859	0.99%
エヌ・ティ・テ ィ・システム開発 株式会社	東京都豊島区目白2 -16-20	735	0.94%	735	0.85%
株式会社エルザ	福岡県北九州市小倉 北区米町1-5-18 第 15エルザビル1階	729	0.93%	729	0.84%
東京コンピュー タサービス株式 会社	東京都中央区日本橋 本町4-8-14	717	0.91%	717	0.82%
計		10, 009	12. 76%	18, 509	21. 28%

- (注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、平成 28 年 3 月 31 日時点の株主名簿を基準に算定しております。
 - 2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有 議決権数の割合は小数第3位を四捨五入しております。

- 3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、今回発行される本新株予約権の全てが行使された場合における数値となります。なお、今回の割当予定先以外の株主の議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成28年3月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
- 4. 割当予定先であるMTCの「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」を[9.77]%としておりますが、上記「6. 割当予定先の選定理由等 (3)割当予定先の保有方針」に記載のとおり、同社は本新株予約権の行使により取得する当社の株式を市場において売却する予定です。従いまして、同社の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は実際には[9.77]%には達しない見込みです。

8. 支配株主との取引等に関する事項 該当ございません

9. 今後の見通し

本件第三者割当に係る平成29年3月期の業績への影響につきましては、現在精査中であり、確定次第お知らせいたします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達は、①希薄化率が議決権ベースで10.83%であり25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権のすべてが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所有価証券上場規程第432条に規定される、経営から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び妥当性に関する意見の入手又は株主の意思確認手続きは不要となります。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:百万円)

	決	算	期	平成26年3月期	平成 27 年 3 月 期	平成 28 年 3 月 期
					/y J	79]
売	上	高		9, 172	17, 237	20, 165
営	業利	益		1, 146	2, 501	1, 755
経	常利	益		1, 118	2, 053	969
親名純和		に帰	属する当期	279	698	99
1 杉	朱当たり	当期糾	到益 (円)	4. 65	9. 00	1. 28

1株当たり配当金(円)	0	0	0
1株当たり純資産(円)	38. 94	65. 37	62. 40

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

発行済株式数	78,534,666 株(平成28年5月27日現在)			
現時点の転換価額(行使価	12, 125, 000 株(注)			
額)における潜在株式数	12, 125, 000 秋(注)			

(注) 現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数12,125,000株のうち、7,500,000 株につきましては、上記「Ⅰ.14回新株予約権の取得及び消却について 1.14回新株予約権の取得及び消却の概要 ①取得及び消却の概要」に記載のとおり、平成28年6月15日にて取得し、速やかに消却いたします。また、うち、1,000,000株につきましては、上記「Ⅱ.本新株予約権付社債の一部買入消却について 1.買入消却の概要」に記載のとおり、平成28年6月15日にて買入し、速やかに消却いたします。

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

(単位:円)

	平成26年3月期		平成28年3月期
始值	38	197	186
高 値	362	239	221
安 値	33	137	54
終値	192	188	90

②最近6ヶ月の状況

(単位 円)

	平成 27 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 28 年	平成 28 年	平成 28 年
	11月	12 月	1月	2月	3月	4月
始值	157	125	114	87	69	90
高値	164	129	117	90	118	93
安値	118	105	79	54	67	74
終値	125	114	87	70	90	85

③発行決議日前営業日における株価

		平成 28 年 5 月 27 日現在
始	値	85
高	値	85
安	値	83
終	値	84

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

(第三者割当による第11回新株予約権)

発行期日	平成 24 年 6 月 27 日				
調達予定資金の額(調達額)	215, 544, 000 円				
割当先	三田証券株式会社				
募集時点における発行済株式 数	342, 176, 165 株 (平成 24 年 10 月 1 日付で普通株式 10 株につき 1 株の株式併合前の株式数)				
募集時点における潜在株式数	42,000,000 株				
現時点における行使状況	行使済株式数 1,215,000 株 調達額 60,750,000 円。未行使新株予約権 597 個消却済。				
当初の資金使途	運転資金並びに借入金の返済				
支出予定時期	平成 24 年 6 月~平成 24 年 12 月				
現時点における充当状況	全額を運転資金に充当				

(第三者割当による第12回新株予約権)

発行期日	平成 25 年 1 月 28 日					
調達予定資金の額(調達額)	917, 095, 500 円					
割当先	MTキャピタル匿名組合(営業者:MTC)					
募集時点における発行済株式 数	35,432,616株 (平成24年10月1日付で普通株式10株につき 1株の株式併合後の株式数)					
募集時点における潜在株式数	22, 500, 000 株					
現時点における行使状況	行使済株式数 22,500,000 株 調達額 917,095,500 円。					
当初の資金使途	運転資金並びにDW株式取得資金					
支出予定時期	平成 25 年 1 月~平成 26 年 7 月					

祖時上における本本作知	400 百万円を運転資金に充当
現時点における充当状況	507 百万円をDW株式取得資金に充当

(ライツ・オファリングによる第13回新株予約権)

発行期日	平成 26 年 3 月 5 日				
調達予定資金の額(調達額)	1, 997, 998, 500 円				
割当先	平成 26 年 3 月 4 日現在の株主				
募集時点における発行済株式 数	66, 607, 616 株				
募集時点における潜在株式数	13, 319, 990 株				
現時点における行使状況	行使済株式数 11,552,050 株 調達額 1,732,807,500 円。				
当初の資金使途	運転資金並びにDW株式取得資金				
支出予定時期	平成 25 年 6 月~平成 28 年 1 月				
現時点における充当状況	260 百万円を運転資金に充当 55 百万円を事業戦略検討諸費用に充当 684 百万円をDW株式取得資金に充当 470 百万円をDWあて英国会社買収資金並びにデューディリジェンス費用及びその他の買収関連 費用				

(第三者割当による第14回新株予約権)

発行期日	平成 27 年 11 月 4 日
調達予定資金の額(調達額)	1, 214, 490, 000円
割当先	MTキャピタル匿名組合Ⅱ(営業者:MTC)
募集時点における発行済株式 数	78, 159, 666 株
募集時点における潜在株式数	7,500,000 株
現時点における行使状況	現時点において、行使されておりません。
当初の資金使途	大黒屋からのインターカンパニーローンに係る利息の支払い、当社運転資金(一般経費及び本新株予約権付社債に係る社債利息)、子会社への貸付金①(大黒屋及びSFLを除く子会社運転資金(一般経費))、子会社への貸付金②(SFL運転資金(一般経費及び納税資金))、新規ネット事業への投資資金

支出予定時期	平成 27 年 11 月~平成 28 年 10 月
現時点における充当状況	該当事項はありません。

(第三者割当による第1回転換社債型新株予約権付社債)

払込期日	平成 27 年 11 月 4 日					
調達資金の額	780,000,000円 (差引手取概算額)					
転換価額	160円					
募集時点における発行済株式 数	78, 159, 666 株					
割当先	MTキャピタル匿名組合Ⅱ(営業者:MTC)					
募集時点における潜在株式数	5,000,000 株					
現時点における転換状況	転換済株式数: 375,000 株 (残高 740 百万円、転換価額 160 円)					
当初の資金使途	大黒屋による東京スター銀行及び中國信託商業 銀行からの借入債務を被担保債権とする質権及 び根質権を設定する当社の銀行口座への入金					
支出予定時期	平成 27 年 11 月					
現時点における充当状況	780 百万円: 大黒屋による東京スター銀行及び中國信託商業 銀行からの借入債務を被担保債権とする質権及 び根質権を設定する当社の銀行口座への入金					

12. 発行要項

本新株予約権の発行要項につきましては、末尾に添付される別紙「第 16 回新株予約権発行要項」をご参照下さい。

アジアグロースキャピタル株式会社第16回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の名称

アジアグロースキャピタル株式会社第 16 回新株予約権(以下、「本新株予約権といいます。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金8,687,000円(本新株予約権1個当たり金86,870円)

3. 申込期日

平成 28 年 6 月 15 日

4. 割当日及び払込期日

平成 28 年 6 月 15 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を、MTキャピタル合同会社を 営業者とするMTキャピタル匿名組合Ⅱに割当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、85,000株(以下「割当株式数」という。)とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として8,500,000株とする。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額(第 9 項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調

整後行使価額は、第 10 項に定める行使価額調整式における調整前行使価額及 び調整後行使価額とする。

調整後割当株式数 = (調整前割当株式数× 調整前行使価額)÷調整後行使価額

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と 同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

100個

8. 本新株予約権1個あたりの払込金額 金86,870円

- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個あたりの価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの価額(以下「行使価額」という。) は、84 円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社 の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合に は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

							交 付		1株当たり
					既発行		株式数	×	払込金額
調整後		調整前		,	株式数	+	1株当たりの時価		
行使価額	_	行使価額	7	`	既多	株式数			

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用

時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。)、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付 社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時 価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、 取得日の翌日以降これを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に

先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日 (終値のない日を除く。) の株式会社 東京証券取引所市場第二部 (以下「東証二部」という。) における当社普通 株式の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満 小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てるものとする。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために 行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成28年6月16日から平成30年6月15日までの期間とする。但し、第14項に 定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、 当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、本 新株予約権者に対し、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日 の1ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

また、各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

- (1) 平成28年6月16日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
 - (2) 平成28年6月16日以降、東証二部における当社普通株式の終値が5連続取引日 (但し、終値のない日を除く。)の間本新株予約権の行使価額の200%以上になっ た場合(このような状態になった日を以下「到達日」という。)、当社は、到達日 の翌日から起算して2週間後に、その時点において未行使となっている本新株予 約権の全てを強制的に取得する。 なお、強制取得を行う場合の本新株予約権1 個当たりの取得額は本新株予約権1個当たりの払込金額と同額とする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を 勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端 数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端

数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件及び新たに交付される新株予約権の譲渡制限

第11項乃至第17項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第7章に定める振替口座をいいます。ただし、同法第131条第3項に定める特別口座を除きます。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記11「新株予約権の行使期間」に記載の行使期間中に下記19「行使請求の受付場所」に記載の受付場所に提出する方法により行使請求するものとし、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数に行使価額を乗じた金額を現金にて下記20「払込取扱場所」に記載の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (2) 本項第(1)号に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

19. 行使請求受付場所

アジアグロースキャピタル株式会社 総務部(東京都港区高輪二丁目 15番8号)

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 渋谷支店

21. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による評価書を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を86,870円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日(平成28年5月27日)の東証二部における当社普通株式の終値84円を参考として、投資家と協議を行なった結果、1株84円(ディスカウント率0%)に決定した。

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中に読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、有価証券届出書の効力発生を条件とする。

以上